

十和田市住民税申告支援システム更新業務に係る
公募型プロポーザル評価基準

令和2年7月

十和田市 企画財政部 税務課

十和田市住民税申告支援システム更新業務に係る公募型プロポーザル評価基準

十和田市住民税申告支援システム更新業務に係る公募型プロポーザル評価は、提案書等を下記のとおり審査・評価するものとする。

1. 審査項目及び配点

審査項目及び配点は以下の表のとおりとする。

審査項目	配点
① 提案書に基づく評価（表1）	400
② 機能要件書に基づく評価（表2・表3）	500
③ プレゼンテーション評価（表4）	100
④ 見積書による価格評価	300
合計点	1300

2. 書類審査の評価方法

システムの安定稼働及び費用対効果の観点から、パッケージの標準機能を重視した配点とし、提案書及び機能要件書に基づく技術等に関する評価による評価点の合計得点により審査を行う。

①提案書に基づく評価

選定委員会委員が表1に基づき採点する。委員全員の採点を合計し、平均点を提案書に基づく評価点とする。

②機能要件書に基づく評価

応募事業者が回答した各機能項目への対応内容について、表2、表3により算出した点数を機能要件書に基づく評価点とする。なお、代替案により実現可能な場合は、必ず明記するものとする。この記載がない場合は「対応不可能」とする。また、機能項目において「有償カスタマイズで対応可能」または「対応不可能」の場合、提案書に基づく評価にも反映されることに留意すること。

<算出方法>

機能要件書に対して、表2の配点表に基づき各項目の点数を算出し、その点数を表3の各機能区分合計点で割り、表3の各機能要件配点をかけた得点を各機能の評価点とする。
(小数点以下第1位を四捨五入して算出) 各機能区分で算出した評価点の総計を機能要件書に基づく評価点とする。

(例) 共通一般機能区分の得点算出方法

表 2 に基づく共通一般の得点が 30 点の場合

得点割合は $180 \div 185 \times 40 = 38.9 \dots \approx 39$

3. プレゼンテーションの評価採点方法

選定委員会委員がプレゼンテーションの結果を踏まえ、表 4 に基づき採点する。委員全員の採点を合計し、平均点をプレゼンテーション評価点とする。

4. 価格評価点の採点方法

見積価格は、初期費用（データ移入作業等）及びシステム賃貸借料（保守サービス、運用支援等含む。明細は分ける。）により評価計算を行い、初期費用は 50 点満点、システム賃貸借料は 250 点の合計 300 点を見積書による価格評価点とする。

（事務局が集計する。）

	初期費用 (データ移入作業等)	システム賃貸借料 (5年間分、保守含む)
配点	50	250
評価計算式	(上記区分ごとに次の計算によって算出する) A：一番安い提案者の見積価格 B：提案者の見積価格 A ÷ B × 各配点 (※A, B共最小1円で計算、少数点以下四捨五入)	